三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船勢水丸安全管理要項

(令和4年8月2日練習船運営委員会決定)

(目的)

第1条 この要項は、三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船規程第1条の規定に基づき、練習船の組織及び運営等に関し、国立大学法人三重大学(以下「本学」という。)が定める明確な安全方針に則り、安全最優先意識の徹底を図り、これを徹底して実行すべく、練習船による学生実習、調査・研究及びその他の航海(付随する業務を含む。以下同じ。)を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって練習船運航の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この要項における用語の意義は、次に定めるところによる。
 - (1) 「安全マネジメント態勢」とは、練習船の安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態をいう。
 - (2) 「運営委員会」とは、三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船運営委員会細則に基づき、練習船の運行計画・運営並びに練習船に関する重要事項を定める組織をいう。
 - (3) 「安全方針」とは、本学の規程等に定めるもののほか、大学運営によるリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された運航の安全を確保するための大学全体の意図及び方向性をいう。
 - (4) 「安全重点施策」とは、安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策をいう。
 - (5) 「安全統括管理者」とは、航海の安全を確保するための管理業務を統括管理する者として、 運営委員会委員長をもってあてる。
 - (6) 「運航管理者」とは、法令に定める船長及び船舶所有者等の職務権限に属する事項以外の 船舶の運航の管理に関する統轄責任者として、練習船一等航海士をもってあてる。
 - (7) 「運航管理補助者」とは、運航管理者の職務を補佐する者をいう。
 - (8) 「運航管理者代行」とは、運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者をいう。
 - (9) 「運航管理員」とは、運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事する者として、附属教育研究施設事務室の室長、練習船担当をもってあてる。
 - (10) 「船舶所有者等」とは、船舶所有者である本学をいう。
 - (11) 「運航計画」とは、起終点、寄港地、航行経路、航海速力等に関する計画をいう。
 - (12) 「配乗計画」とは、乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画をいう。
 - (13) 「発航」とは、現在の停泊場所を解らんして航海を開始することをいう。
 - (14) 「港内」とは、港則法に定める港の区域内(港則法に定めのない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めのない港については社会通念上港として認められる区域内)をいう。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
 - (15) 「入港」とは、港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航することをいう。

- (16) 「運航」とは、発航、速力基準による航行の継続入港(着岸)を行うことをいう。
- (17) 「反転」とは、航行の継続を中止し、発航港へ引返すことをいう。
- (18) 「気象・海象」とは、風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大 距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。)及び波高(隣り 合った波の峰と谷との鉛直距離)をいう。
- (19) 「船舶上」とは、船舶の舷側より内側をいう。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
- (20) 「陸上」とは、船舶上以外の場所をいう。ただし陸上施設の区域内に限る。
- (21) 「危険物」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物をいう。
- (22) 「陸上施設」とは、岸壁(防舷設備を含む。), 可動橋等貨物の積み卸しの用に供する施設をいう。

(運航基準)

- 第3条 この要項の実施を図るため、三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船運航基準(以下「運航基準」という。)を定める。
- 2 練習船の運航については、この要項及び運航基準に定めるところによる。

(運営委員会の主体的関与)

- 第4条 練習船による運航の安全の確保のため、運営委員会は次に掲げる事項について主体的に 関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営する。
 - (1) 関係法令及び学内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
 - (2) 安全方針の設定
 - (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
 - (4) 重大な事故等に対する確実な対応
 - (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、運航の安全を確保するために必要な要員、情報、運航施設等を確実に使用できるようにすること
 - (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(運営委員会の責務)

第5条 運営委員会は、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

(安全方針)

- 第6条 運営委員会は、安全管理にかかわる本学の全体的な意図及び方向性を明確にした安全方 針を策定し、学内へ周知する。
- 2 安全方針には航海の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び学内規程の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、運営委員会の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

(安全管理の組織)

- 第8条 この要項の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理 補助者を置く。
 - (1) 大 学 安全統括管理者 1名

 運航管理者
 1 名

 運航管理補助者
 若干名

- (2) 担当事務 運航管理員 若干名
- 2 第1項による運航管理者の責任及び指揮命令系統を明確にするため、運航管理者の序列を定め、又は分担を明らかにするため、別表「安全管理組織表」を定める。

(運航管理者代行の指名)

- 第9条 運航管理者は、本学(主たる事務を含む。以下同じ。)の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。
- 2 前項の場合において、運航管理者は2名以上の者を順位を付して指名することができる。 (安全統括管理者の勤務体制)
- 第10条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。
- 2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは大学院生物資源学研究科長が職務を 執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

- 第11条 運航管理者は、船舶が運航している間は、常に連絡がとれる体制になければならない。
- 2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第12条 運航管理補助者は、管理又は分担している船舶が運航している間は、常に連絡がとれる体制になければならない。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡し、運航管理者又は別の運航管理補助者が職務を執らなければならない。

(安全統括管理者の職務及び権限)

- 第13条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。
 - (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
 - (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を運営委員会へ報告し、記録すること。

(3) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を学内へ徹底するとともに、安全管理要項の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

- 第14条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。
 - (1) この要項に定める職務を行うほか、船舶の運航の管理及び航海の安全に関する業務全般を 統轄し、安全管理要項の遵守を確実にしてその実施を図ること。
 - (2) 船舶の運航に関し、船舶所有者等及び船長と協力して運航の安全を図ること。
 - (3) 運航管理補助者を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長及び船舶所有者等の職務及び権限を侵し、 又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第 15 条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐し、運航管理者がその職務を執行できないときは、第 9 条第 2 項の順位に従いその職務を代行するものとする。

(安全管理要項の変更)

- 第 16 条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、学内組織 又は使用船舶の変更等、この要項の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたと きは必要に応じ船舶所有者等及び船長の意見を聴取のうえ、運営委員会へ遅滞なく要項の変更 の発議をしなければならない。
- 2 運営委員会は、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として要項の変更を 決定する。

(運航計画の作成及び改定)

- 第17条 運航管理者は、本学が運航計画を作成又は改定する場合、これらに関連する安全性の確保等について検討するものとする。
- 2 運航管理者による前項の検討においては、次に掲げる事項について考慮するものとする。
 - (1) 使用船舶の性能,使用港の港勢,航路の交通状況及び自然的性質,使用船舶と陸上施設の 適合性,航海計画等
 - (2) 乗組員の適切な労働時間
- 3 運航管理者は、前項第2号について、船舶所有者等を通じて確認しなければならない。
- 4 運航管理者は、船舶所有者等から、乗組員の労働時間、作業による心身への負荷その他乗組員の状況に鑑み、運航計画の改定の必要があるとして意見を受けた場合は、その意見を尊重しなければならない。

(運航計画の作成及び改定)

- 第 18 条 運航計画を作成又は改定する場合は、原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、運営委員会が決定する。
- 2 運営委員会は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
 - (1) 使用船舶の構造,設備及び性能
 - (2) 陸上施設の構造,設備及び性能

- (3) 使用船舶と陸上施設の適合性
- (4) 使用港の港勢並びに航路の自然的性質及び交通状況
- (5) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(運航計画の臨時変更)

- 第19条 船舶,陸上施設,港湾の状況,気象・海象等が船舶の安全運航に支障があると認められる場合は、船長、運航管理者及び船舶所有者等は、協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画の臨時変更の措置をとらなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、船長、運航管理者及び船舶所有者等は、協議により 必要があると認められる場合は、運航休止、寄港地変更等の運航計画の臨時変更の措置をとら なければならない。
 - (1) 運航管理者が、船舶所有者等から、乗組員の労働時間、作業による心身への負荷その他乗組員の状況に鑑み、運航計画の臨時変更の必要があるとして意見を受けた場合

(運航の可否判断)

- 第20条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき 又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。
- 2 船長は、運航の中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第25条各事項の 情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切 な援助に努めるものとする。
- 4 第2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかにその旨 を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

- 第21条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、航行の継続又は入港を促し若し くは指示してはならない。

(運営委員会又は安全統括管理者の指示)

- 第22条 運営委員会又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航を中止するおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。
- 2 運営委員会又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった

場合、それに反する指示をしてはならない。

3 運営委員会又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と 認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第23条 運航管理者は,運航管理者と船長の協議に基づき船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断の記録)

第24条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置 及び協議の結果等を記録しなければならない。

(運航管理者の措置)

- 第25条 運航管理者は、(海運代理店業者等を活用して)次に掲げる事項を把握し、(4)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。
 - (1) 気象・海象に関する情報
 - (2) 航路の自然的性質
 - (3) 陸上施設の状況
 - (4) 水路通報,港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
 - (5) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船舶所有者等の措置)

第26条 船舶所有者等は、水路通報、海図に関する情報を船長に連絡するものとする。

(船長の措置)

- 第27条 船長は、次に掲げる場合には(海運代理店業者等を活用して)必ず運航管理者に連絡しなければならない。
 - (1) 発航前検査(点検)を終え、出港するとき
 - (2) 運航基準に定められた通常連絡を行うとき
 - (3) 入港したとき
 - (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
 - (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
- 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。
 - (1) 気象・海象に関する情報
 - (2) 航行中の水路の状況

(危険物等の取扱い)

第28条 危険物その他の乗務員等の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令に定めるところによる。

(発航前点検)

第29条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を船員法第八条および同法施行規則第二条の2の規定により点検しなければならない。

(船内点検)

- 第30条 船長は、離岸後速やかに乗組員に対して必要と認める場所を点検させ、異常の有無を確認させなければならない。
- 2 船内点検員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。
- 3 船内点検員は、異常の有無を船長に報告するものとする。 (飲酒等の禁止)
- 第31条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。
- 2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。
- 3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、当直を実施させてはならない。

(船舶検査結果の確認)

第32条 運航管理者及び船舶所有者等は、船舶が法令に定める船舶検査を受検・合格し、運航に 問題が無い状態であることを確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

- 第33条 船長は、船舶の船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。
- 2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者及び船舶所有 者等に報告し、修復整備の措置を講じなければならない。
- 3 船舶所有者等は前項の報告を受けた場合,関係者に対し当該状況を通報し,乗組員が行った 措置に関する検討又は修復整備を求め,運航管理者はこれを監督する。

(事故処理にあたっての基本的態度)

- 第34条 船舶の運航に関わるすべての者は、事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で 臨むものとする。
 - (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
 - (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
 - (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
 - (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
 - (5) 陸上関係者は、陸上で取り得るあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第35条 船長は、船舶に事故が発生したときは、まず始めに、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行

わなければならない。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難 通信(遭難信号)又は緊急通信を発しなければならない。
- 3 船長は、第1項及び第2項による措置に支障を及ぼさないことに留意しつつ、船舶所有者等 へ連絡するものとする。

(運航管理者のとるべき措置)

第36条 運航管理者は、船舶からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、本学の事故処理基準等の定めるところにより必要な措置を講ずるとともに、安全統括管理者及び船舶所有者等へ速報しなければならない。

(船舶所有者等のとるべき措置)

第37条 船舶所有者等は、事故の発生を知ったときは、海上保安官署への連絡、保険会社への通報等必要な対応措置を講じなければならない。

(運営委員会及び安全統括管理者のとるべき措置)

- 第38条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡により事故の発生を知ったときは、本学の 事故処理基準等の定めるところにより必要な措置をとるとともに、運営委員会へ速報しなけれ ばならない。
- 2 運営委員会及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、船舶所有者等と協力して、適切に対応措置を講ずること。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

- 第39条 事故の処理は、本学の事故処理基準等の定める事故処理組織により行うものとする。 (通信の優先処理)
- 第40条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。 (関係官署への報告)
- 第41条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに所管運輸局等及び海上保安官署に その概要及び事故処理の状況を報告しなければならない。

(事故調査委員会)

- 第42条 運営委員会は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ、研究科教授会の議を経て、大学院生物資源学研究科長から本学へ事故調査委員会の設置を依頼するものとする。
- 2 事故調査委員会の構成は、本学の事故処理基準等の定めるところによる。 (事故の原因等の調査)
- 第43条 安全統括管理者及び運航管理者は,事故の原因及び事故処理の適否を調査し,事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

(安全教育)

第44条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、船舶所有者等、乗組員、安全管理 に従事する者、内部監査を行う者に対し、安全管理要項(運航基準及び事故処理基準を含み、 船舶の運航に関するものに限る。)、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他運航の安全 を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実 施し、その周知徹底を図らなければならない。

- 2 船舶所有者等は、乗組員に対し、第1項に準じた教育を行わなければならない。
- 3 運航管理者及び船舶所有者等は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第45条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者及び船舶所有者 等に報告するものとする。

(訓練)

第46条 安全統括管理者及び運航管理者は,運営委員会の支援を得て年1回以上事故処理に関する訓練を実施するよう適切に措置しなければならない。訓練は、学内的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて行うことができる。

(記録)

第47条 運航管理者及び船舶所有者等は,前3条の教育等を行ったときは,その概要を記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

- 第48条 内部監査を行う者は,運営委員会の支援を得て関係者とともに年1回以上,船舶及び安全管理要項の遵守状況の他,安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとする。 さらに,重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。
- 2 内部監査にあたっては、運営委員会は、その重要性を学内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要 性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、特に陸上側の安全マネジメント態勢について、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

(安全管理要項等の備付け等)

- 第49条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理要項(運航基準及び事故処理基準を含む。)を船舶、附属施設、船舶所有者等の事務室その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けなければならない。
- 第50条 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

- 第51条 安全統括管理者は、パソコン、学内 LAN 等を活用した航海の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。
- 2 航海の安全に係る運航の実施に直接携わる附属教育研究施設事務室が、現場の顕在的課題、 潜在的課題等を、運営委員会への直接上申する手段(目安箱、社内メール等)を用意する。
- 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段により得られた安全にかかる意見の把握に 努め、その検討、実現反映状況等について社内に周知する。

4 安全統括管理者は、航海の安全を確保するために講じた措置を(所属団体等を活用して)適 宜の方法により外部に公表しなければならない。また、航海の安全にかかる情報を(所属団体 等を活用し)適時、外部に対して公表する。

(連絡等経由)

第52条 運航管理者と船舶との間の連絡等は、必要に応じ、船舶所有者等及び海運代理店業者等を経由することができる。

(運航管理者の指揮)

第53条 運航管理者が行うべき事項は,運航管理者の指揮監督のもと運航管理補助者が行うことができる。また,運航管理者への連絡は,運航管理者の指定する運航管理補助者への連絡でも差し支えない。

附則

この要項は、令和4年8月2日より実施する。

別表(第7条関係)

安全管理組織表

安全統括管理者	運営委員会委員長
運航管理者	練習船一等航海士
運航管理補助者	運営委員会副委員長
運航管理補助者	練習船二等航海士
運航管理員	附属教育研究施設事務室長
運航管理員	ッ 専門職員
運航管理員	ル 練習船担当